

# 新型コロナウイルス感染拡大予防ガイドライン

令和2年6月11日  
(令和2年6月29日改訂)

施設名：南アルプス市楡形北地区農村環境改善センター

## 1. 「3密」(\*)の回避

※これまで集団感染が確認された場に共通する「①換気の悪い密閉空間（密閉）、②人が密集している（密集）、③近距離での会話や発声が行われる（密接）」という3つの条件

### 1 換気設備の設置等（「密閉」の回避）

利用者に対して、30分に1回以上、5分間以上、2方向の窓・ドアを全開し、定期的に換気を行うことを周知する。

### 2 施設内の混雑の緩和（「密集」の回避）

(1) 各部屋の利用人数を、下記表に定める人数までに制限する。

	室名		面積	最大利用人数	机を利用した場合の人数
1	和室1	2階	39㎡	13人	机なし
2	和室2	2階	38㎡	12人	机なし
3	料理実習室	1階	70㎡	5人	5人
4	農事研修室	2階	33㎡	11人	6人
5	会議室	2階	56㎡	18人	10人
6	大会議室	1階	180㎡	60人	机なし

\*最大利用人数は各部屋の面積を一人あたりの最低専有面積3㎡で除した人数

\*机を利用した場合の人数は、各部屋にある机、1脚に対して1人掛けとした人数

\*料理実習室は、調理台が設置されており、調理台使用を前提としているため、最大利用人数は、机を利用した場合の人数と同数とする。

(2) 児童室1、児童室2の利用は学童利用者に限り、学童利用者の利用については、別に子育て支援課が定めるガイドラインを遵守する。

(3) 不特定多数及び不規則入場が見込まれるイベントについては、主催者の責任において、上記の利用制限人数をもとに入場制限を行い、本ガイドラインを遵守し、適切な感染予防対策（イベント参加者へのガイドライン遵守の周知、動線の工夫、会場内に消毒液の用意、イベント前後における密集の回避等）を実施する。

- (4) 施設の利用は午前9時～午後10時までの間で2時間以内の利用時間とし、学童利用者が使用する時間の利用は禁止する。ただし、教育委員会が必要と認める場合は、この限りではない。

### 3 人と人との距離の確保（「密接」の回避）

- (1) 利用時において、机を利用する場合は、机1脚に1人掛けとすることを徹底し、机を使用しない場合は、一人あたりの専有面積を最低3㎡とする。
- (2) 近距離での会話や発声を避け、最低1mの対人距離を確保する。
- (3) 近距離での人と人との接触を伴う活動、大声を発する活動等は利用を制限する。

## 2. 体調確認の徹底

### 1 体調のチェック

- (1) 利用者に対して、入館前の検温、利用前2週間の体調確認を行い、発熱（平熱より1度以上）、軽度であっても風邪症状、嘔吐・下痢等の症状がある場合は入館しないよう周知する。
- (2) 利用者は、利用前に体調確認を行うとともに、利用者名簿を作成する。

## 3. 飛沫、接触感染防止対策

### 1 マスクの着用、手指の消毒の実施

- (1) 利用者に対してマスク着用での利用を徹底する。
- (2) こまめに石けんでの手洗い・手指の消毒を実施する。（入口に消毒液を設置）

### 2 清掃・消毒の実施

- (1) 利用者は、利用者が利用した部屋および不特定多数の人が接触する場所（テーブル、椅子の背もたれ、ドアノブ、電気のスイッチ、蛇口、手すり、トイレの便座、洗浄レバー等）を利用後に清拭消毒、清掃する。（消毒液等は、鍵と一緒に貸し出す）
- (2) 施設においても、利用者が利用した部屋および不特定多数の人が接触する場所（テーブル、椅子の背もたれ、ドアノブ、電気のスイッチ、蛇口、手すり、トイレの便座、洗浄レバー等）を定期的に清拭消毒、清掃する。清掃する際はマスク、手袋を着用し、ゴミはビニール袋に密閉して捨てる。清掃後は石けんで手を洗う。
- (3) 利用者が出したゴミは利用者が持ち帰る。

### 3 トイレの衛生管理の徹底

- (1) 洋式トイレの蓋を閉めて汚物を流すよう張り紙で周知する。

#### 4 休憩スペースのリスク軽減

- (1) ロビーの休憩スペースは、利用を禁止する。

#### 5 料理実習室のリスク軽減

- (1) 飲食は禁止する。

### 4. 利用制限

- 1 利用できる者を次のように制限する。

- (1) 市内在住の者（個人）
- (2) 市内に所在地を置く団体（市内の団体）
- (3) 上記に掲げるもののほか、教育委員会が適当と認めた個人、団体。

### 5. ガイドライン遵守の確認

- 1 利用者はガイドラインを遵守することとし、チェックリスト（利用者用）によって確認を行う。

利用者は利用後に、チェックリスト（利用者用）を甲西農村環境改善センターに提出し、甲西農村環境改善センターの管理人は、提出のあったチェックリスト（利用者用）を生涯学習課へ提出する。

- 2 利用者は、利用申請時に本ガイドラインを遵守する旨の誓約書を甲西農村環境改善センターへ提出する。

### 6. 個人情報の取り扱い

- 1 利用者は、利用者名簿を作成し利用日から2週間保管し、利用者の中から新型コロナウイルスの感染が確認された場合は、教育委員会へ提出する。

- 2 利用者の中から新型コロナウイルスの感染が確認された場合は、感染経路の情報提供として、利用者名簿を保健所に提出する。

### 7. ガイドラインの改訂

- 1 国、県、市が定める基準や感染拡大状況などを踏まえ、必要に応じて本ガイドラインを改訂する。

## 誓約書

令和 年 月 日

南アルプス市 様

- 私たちは当該施設のガイドラインを遵守し、施設を利用します。
- 利用の際は、チェックリスト（利用者用）を提出します。  
また、利用者名簿を作成し、利用日から2週間保管します。
- 利用後は、利用した部屋等の清拭消毒を行います。
- 利用者の中から新型コロナウイルスの感染が確認された場合は、速やかに教育委員会へ報告し、利用者名簿を提出するとともに、保健所へ利用者名簿を提出することを承諾します。

団体名 : \_\_\_\_\_

住 所 : \_\_\_\_\_

代表者名 : \_\_\_\_\_

# 利用者名簿（橿形北地区農村環境改善センター）

令和 年 月 日

団体名： \_\_\_\_\_

使用場所 1階：料理実習室・大会議室

2階：和室1・和室2・農事研修室・会議室

※何れかに○をつけてください。

No.	氏名	住所	電話番号
1			
2			
3			
4			
5			
6			
7			
8			
9			
10			
11			
12			
13			
14			
15			
16			
17			
18			
19			
20			
21			
22			
23			
24			
25			

\*利用者の中から感染者が確認された場合、連絡がとれるように、この名簿を作成し、利用日から2週間保管してください。後日、提出していただく場合があります。団体において利用者がわかる名簿等がある場合は、別様式でも構いません。

## 橿形北地区農村環境改善センター チェックリスト(利用者用)

新型コロナウイルス感染拡大予防様式

使用団体名			
代表者氏名		TEL	
使用日時	令和 年 月 日		
	午前・午後		時 分 から
	午前・午後		時 分 まで
使用場所 (○を記入)	和室1・和室2・料理実習室・ 農事研修室・会議室・大会議室	使用人数	人

### チェック

1	本日の利用者に、利用2週間前から発熱・咳・咽頭痛・だるさ・息苦しさ・嘔吐・下痢などの症状がある者はいなかった。	<input type="checkbox"/>
2	定期的に換気(30分に1回以上、5分以上、2方向の窓・ドアを全開)を行った。	<input type="checkbox"/>
3	利用時間は2時間以内であった。	<input type="checkbox"/>
4	机を使用する場合は、机1脚に1人掛けで使用した。 机を使用しない場合は、1人当たりの専用面積を最低3㎡空けて使用した。	<input type="checkbox"/>
5	近距離での会話や発声は避け、最低1mの対人距離を確保した。	<input type="checkbox"/>
6	本日利用した者の利用者名簿を作成した。	<input type="checkbox"/>
7	マスクを着用して利用した。	<input type="checkbox"/>
8	こまめに石鹼での手洗い・手指の消毒を行った。	<input type="checkbox"/>
9	利用した部屋の清拭消毒を行った。	<input type="checkbox"/>
10	利用の際に出たゴミは全て持ち帰った。	<input type="checkbox"/>
11	備品等の破損はしていない。	<input type="checkbox"/>
12	整理整頓し、使用した部分の清掃を行った。	<input type="checkbox"/>